

市からの 連絡帳



8月は、市・都民税普通徴収第2期の納期です。納付には、便利な口座振替を。納税課 ④（☎460 - 9831）

税

家屋調査(新築・増改築分)にご協力を

平成20年中に新築・増改築された家屋は、平成21年度から固定資産税と都市計画税の課税対象となります。

対象家屋の評価額を算定するため、地方税法の規定に基づき、資産税課職員(固定資産評価補助員)が伺い、家屋調査を実施しています。

対象家屋は、事前に書面でお知らせします。職員は必ず身分証明書を携帯していますが、不審の際には資産税課までお問い合わせください。また、家屋を取り壊したときは、ご連絡ください。

資産税課 ④（☎460 - 9830）

保険・医療

国民健康保険料の年金天引きから口座振替への変更

10月から年金天引きの対象になった方で、下記の要件を共に満たす場合は、年金天引きではなく口座振替による納付を選ぶことができます。

過去2年間の国民健康保険料を滞納なく納付していること

今後の国民健康保険料を口座振替により納付すること

変更を希望される方は、納入通知書に同封の「納付方法変更依頼書」に記入し、これから口座振替を申し込む方は、金融機関などで手続きした後「口座振替依頼書(本人控)」を

持って、8月15日までに田無庁舎健康年金課国保加入係へ申請してください。8月15日以降も申請は受け付けますが、申請の時期により12月分以降の年金からの変更となります。

保険料は支払った方の所得税、住民税の社会保険料控除として申告できます。年金天引きの場合は、天引きされた方の税控除の対象となります。

健康年金課 ④（☎460 - 9822）

特定健康診査を受けましょう

◆40～74歳の方へ

高齢者の医療の確保に関する法律により、各医療保険者には「特定健康診査」と「特定保健指導」の実施が義務づけられました。西東京市国民健康保険に加入の方は、6月末に特定健康診査受診券を発送しています。平成20年4月2日以降に医療保険者が変わり、健康診査の受診機会のない方は、市で行なう「一般健康診査(その他の方)」で実施します。詳細は健康年金課へお問い合わせください。

西東京市国民健康保険以外の医療保険に加入の方は、各加入医療保険者へ特定健康診査の受診方法をお問い合わせください。

健康年金課 ④（☎438 - 4021）

気管支ぜん息医療費助成拡充

東京都では8月1日から、気管支ぜん息の患者さんに対する医療費助成の対象年齢を全年齢に拡大しました。

新たな対象 次の～のすべての要件を満たしている方 都内に引き続き1年以上住所がある方

現に気管支ぜん息を患っている18歳以上の方

健康保険などに加入されている方 申請日以降喫煙しない方

18歳未満の方は、従来どおり気管支ぜん息・ぜん息性気管支炎・慢性気管支炎・肺気腫の4つの疾患が対象疾患です。

申請書など配布 各出張所・田無庁舎(健康年金課、子育て支援課) 保谷庁舎(子ども家庭支援センター母子保健係)で配布。

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

子ども家庭支援センター (☎438 - 4038)

子育て

児童扶養手当・特別児童扶養手当現況届

現況届は手当受給者・その配偶者・扶養義務者の方の前年の所得の状況・養育の状況などを確認する書類です。

現在受給されている方(所得超過による支給停止の方を含む)には、7月末に「お知らせ」を送付しました。窓口でご本人が提出してください。提出されない場合、8月以降の手当が支給停止となる場合があります。

◆児童扶養手当 受付期間 8月1日(金)～29日(金)

◆特別児童扶養手当 受付期間 8月11日(月)～29日(金)

子育て支援課 ④（☎460 - 9840）

一時保育事業の利用登録

保護者の就労・社会活動への参加・育児疲れのリフレッシュ、疾病などの理由で、保育が必要な場合、一時的に保育園で児童をお預かりします。利用には登録が必要です。

④市内在住で、満1歳から就学前の

児童で一時的に保育を必要とする方 障害のある小学校4年生までの児童で一時的に保育を必要とする場合は、午後の時間一時保育を行います(西原保育園のみ)。

実施保育園・定員

◆西原保育園・10人以内

◆ほうやちよう保育園・6人以内

◆しもほうや保育園・6人以内

◆みどり保育園・6人以内(社会福祉法人たつの子会運営)

◆田無保育園・6人以内(社会福祉法人大誠会運営)

保育時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時

利用日数 週3日以内(違う保育園を利用される場合も併せて3日以内)

④4時間以内...1,200円/回

4時間超過...2,400円/回

昼食.....200円/日

おやつ.....150円/日

緊急時など午後5時を超えた場合、1時間当たり300円を加算

④保育園(田無庁舎1階)・一時保育実施保育園にある一時保育利用登録申請書で登録をしてください。平成19年度以前に登録されている方も再登録が必要です。

登録受付後、一時保育利用登録通知書を送付します。一時保育利用の場合は、登録承認後、実施保育園に直接申し込みをしてください。

予約方法 利用日の属する月の前月の1日午前10時から各保育園に直接電話で申し込みをしてください(1日が土・日曜日の場合は、その月の最初の保育園の開所日が受付日となります)。

④西原保育園(☎461 - 9063)

ほうやちよう保育園(☎465 - 1380)

しもほうや保育園(☎421 - 6468)

みどり保育園(☎462 - 4200)

田無保育園(☎461 - 4419)

保育課 ④（☎460 - 9842）

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)

健康年金課 ④（☎460 - 9823）

75歳以上(一定の障害がある方は65歳以上)の方が加入する健康保険が後期高齢者医療制度です。この後期高齢者医療制度を長寿医療制度と呼んでいます。

保険料の決定通知書を郵送

平成19年中の所得に基づき平成20年度の保険料を決定しました。決定通知書を郵送しましたので、内容をご確認ください。

今回の保険料では、4月から仮徴収した方には、決定額からすでに納付いただいた保険料を差し引いています。

また、東京都独自の軽減措置(表1)を反映しています。ただ

表1 東京都広域連合の独自軽減措置

課税のもととなる所得額	所得割額の軽減割合
15万円まで	全額
20万円まで	75%
40万円まで	50%
55万円まで	25%

し、国の決定に基づく新たな軽減策については、現在準備中のため反映できていませんので、ご了承ください。新たな軽減策を反映した結果、保険料額が変更となる方には、決まり次第変更通知書をお送りします。変更となる方は、年金からの引き落としから、納付書による納付に変わります。

新たな保険料の軽減策

国が新たな保険料の軽減策を決定しました(表2)。この決定を受け、東京都後期高齢者医療広域連合では、現在準備を進めています。

7月にお届けしている「保険料

表2 国の対策を踏まえた軽減措置案

課税のもととなる所得額	所得割額の軽減割合
15万円まで	全額
20万円まで	75%
58万円まで	50%



額決定通知書(納付書)の中で「保険料額」が「年額11,300円」となっている方には1期分の納付書のみを郵送していますが、8月に再計算した2期から8期分の納付書を郵送します。

保険料の支払いが「年金からの引き落とし」から「口座振替」に変更できるようになりました

長寿医療制度の保険料を年金からの引き落としで納めていただいている方で、以下のどちらかにあてはまる場合は、口座振替の方法に変更することができます。

④ 長寿医療制度加入前に直近の2年間で、国民健康保険または国民健康保険組合の保険料(税)を滞りなく確実に納付していた本人 連帯納付義務者となる世帯主または配偶者がいる年金収入180万円未満の方で、連帯納付義務者の口座から振り替えのできる方

口座振り替えにより保険料を支払われた方は、所得税、住民税の

社会保険料控除として申告できます。

なお、年金天引きの場合は、天引きされた方の税控除の対象となります。

④健康年金課後期高齢者医療係(田無庁舎)で相談のうえ申請してください。申請の際、国民健康保険組合に加入していた方は、2年間の保険料について納付していた記録または証明書を持参してください。

手続きは8月15日(金)までにしてください。申請が認められた場合は、10月の年金からの引き落とし分から口座振替へ変更することができます。申請時期により12月以降の年金分から口座振替となります。

④個別の相談・個人情報を含むことについて...健康年金課へ

「東京いきいきネット」で情報提供を行っています。

④ http://www.tokyo-ikiiki.net